

④ 「SNS東京ルール」の策定について

1 「SNS東京ルール」策定の趣旨

都教育委員会は、都内全公立学校の児童・生徒が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、SNSを利用する際のルールを策定する。
また、学校や区市町村教育委員会と連携して、児童・生徒の発達段階に応じた指導を強力に推進していく。

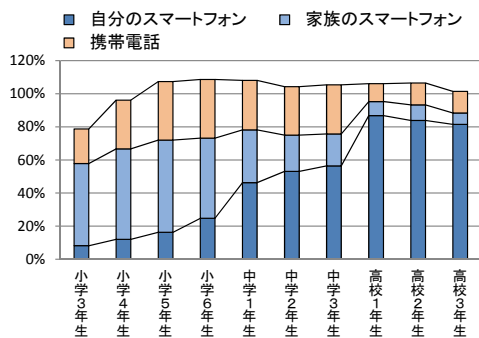
※SNS … ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。ネットワーク上のコミュニケーション機能をもったサービス全般を指す。(メール、掲示板、無料通話アプリ、ゲーム、画像投稿サービス等)

2 現状

(1) スマートフォン・携帯電話の使用率

※平成26年度「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書(東京都教育委員会)」から作成

(対象:児童・生徒18,612人)



⇒ 小学生でもほとんどの児童がSNSを利用可能な状況にある。

(2) ネット利用に関するルールづくりの状況

※平成26年度「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書(東京都教育委員会)」から作成

(対象:児童・生徒18,612人)

■家庭等でルールを決めているか

	小学校	中学校	高校	特別支援
決めている	49.4%	31.0%	11.4%	30.6%
決めていない	46.2%	68.2%	88.0%	59.7%
無回答	4.5%	0.8%	0.7%	9.7%

⇒ ルールがない中で、児童・生徒はインターネットを利用している。

■SNSの利用時間について

	小学校	中学校	高校	特別支援
SNSを一日当たり3時間以上利用する	12.0%	19.3%	26.7%	21.6%
SNSを午後10時以降も利用している	8.3%	26.8%	40.0%	13.8%

⇒ 高校生の4人に一人が3時間以上SNSを利用している。
⇒ 年齢が上がると、夜10時以降までSNSを利用している。

(3) SNSによるトラブルの状況

※平成26年度「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書(東京都教育委員会)」から作成

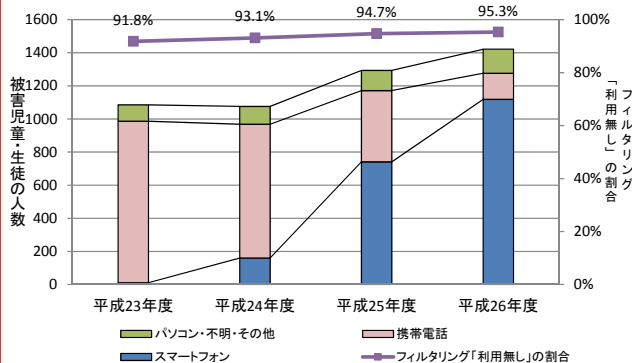
(対象:児童・生徒18,612人)

	小学校	中学校	高校	特別支援
自分の悪口や個人情報を書かれた	3.2%	8.9%	15.4%	8.9%
仲間はずれにされた	2.6%	6.4%	11.9%	5.6%

⇒ 年齢が上がると、トラブルが増加している。

(4) コミュニティサイト等で被害を受けた児童・生徒の状況

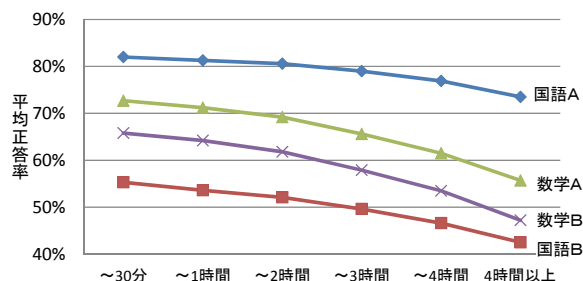
※「平成27年度上半期の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」(警察庁)から作成



⇒ 被害児童・生徒の数は年々増加し、約8割はスマートフォンでアクセスしている。
⇒ 被害児童・生徒のうち、約95%はフィルタリングを利用していない。

(5) スマートフォン等の使用時間と学力の関係

※平成26年度「全国学力・学習状況調査(中学校)」(文部科学省)から作成



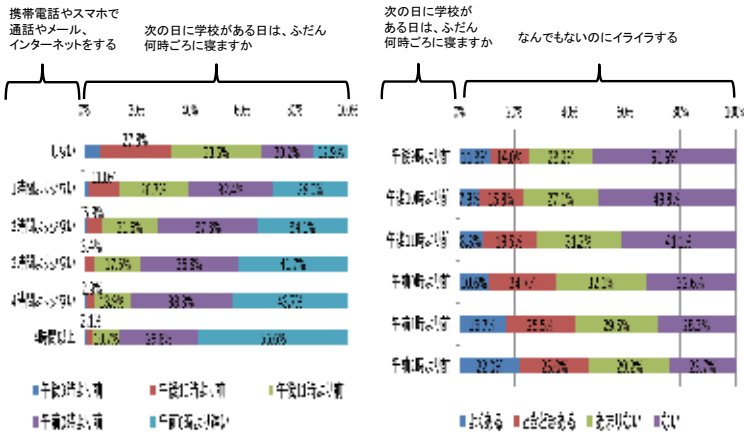
⇒ スマートフォン等を長時間使用している生徒は学力・学習状況調査の正答率が低い。

3 情報機器の長時間使用による健康被害

(1) 情報機器の使用と睡眠の関係

○ 携帯電話・スマートフォンとの接触時間が長い子供ほど、就寝時刻が遅い。
【小・中・高】

○ 就寝時刻が遅い子供ほど、自分のことが好きと回答する割合が低く、なんでもないのでイライラすることがあると回答する割合が高い。【小・中】



※「睡眠を中心とした生活習慣と子供の自立等との関係性に関する調査(文部科学省)」(平成27年3月)から作成

(2) 情報機器の使用とブルーライトとの関係

■ブルーライト

・寝る前に1時間、被験者にスマートフォンを見せらう実験を行った結果、青色の光を減少させるメガネを使った人の方が睡眠時間が長く、睡眠の質もよいという傾向
(杏林大学 医学部 古賀良彦 教授)

・被験者にブルーライトがほとんど当たらない部屋、少し含んだ照明の部屋、多く含んだ照明の部屋で夜間過ごしてもらい、メラトニン(体内時計に影響する物質)の変化を測定した結果、ブルーライトを多く含む照明ほどメラトニンの分泌は減少
(九州大学大学院 生理人類学 安河内朗 主幹教授)

(3) インターネット等の長時間利用による健康面の変化(高校生)

- 目が悪くなった 28.0%
- 寝不足になった 26.3%
- 夜なかなか眠れなくなった 13.2%
- 手や指が痛くなった 3.0%

※「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書(東京都教育庁)」(平成27年3月)から作成

4 諸外国の状況

■フランス

「環境のための国家的政策に関する法律」(2010年7月12日)
第L511-5条

・幼稚園、小学校、中学校において、校則で定められた場所以外で授業中に児童・生徒が携帯電話を使用することを禁止

■韓国

「青少年保護法」(2013年9月23日)

第26条 深夜時間帯におけるインターネットゲーム提供時間の制限

・インターネットゲームの提供者は、16歳未満の青少年には午前0時から午前6時までインターネットゲームを提供禁止
※16歳未満の青少年には、ネットにアクセスするために必要なIDが付け与えられない。

※「フランス・韓国における有害環境への法規制及び非行防止対策に関する実態調査研究(内閣府)」から作成

■イギリス

業界団体や公的機関が連携して性的児童虐待等青少年保護
PEGI制度による適正年齢分類(専用ゲーム機からネットワークに接続する際のレーティング審査)を実施

■ドイツ

法により、プロバイダは有害な情報に対するアクセス制限義務

■イタリア

法によりプロバイダは児童ポルノに対するアクセス制限の義務

■インドネシア

情報通信省が、有害情報から子供を守り、教育コンテンツを提供するソフトウェア「PERISAI」を開発

■シンガポール

メディア開発庁が、プロバイダと協働で、「Family Access Network(FAN)」というフィルタリングサービスを提供

※「諸外国における青少年保護のためのインターネット規制と運用(ジェトロ海外事務所)」(2012年2~3月、2013年3月)から作成

5 インターネット利用のルール

(1)「ルールづくり」の呼び掛け状況

平成20年10月9日
子供の携帯電話利用についてのアピール
(東京都教育委員会)

<子供> 家族でよく話し合って、使い方などについてルールをつくるようにしてほしい。
<家庭> 携帯電話を持たせる場合には、よく子供と話し合い、ルールづくりをしてください。

平成26年2月24日

緊急メッセージ(東京都青少年問題協議会)
<子供> 生徒同士で十分に議論して、ケータイ・スマホの自主ルールを作ってください。
<家庭> 子供と十分に話し合い、共通理解のもとに、家庭のルールを作ることが大切です。

平成27年6月

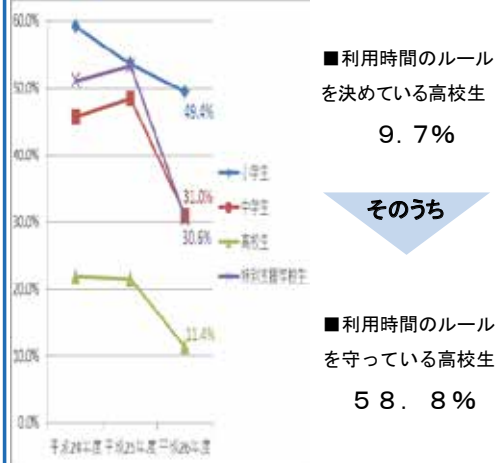
ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること
(内閣府・総務省・経済産業省・内閣官房IT総合戦略室・警察庁・消費者庁・法務省・文部科学省・厚生労働省)
<家庭> 家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう。フィルタリングを設定しましょう。



(2) ルールづくりの状況

※児童・生徒がインターネットの利用に関するルールを決めている割合(家庭・学校・友人等)

ルールを定めている割合の推移 → 利用時間に関するルール



※「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書(東京都教育庁)」(平成27年3月)から作成

(3) ルールづくりへの意識

■ ルールは必要ないと思う高校生 48.5%

【主な理由】

- インターネットの利用は自己管理するものだから。
- インターネットの利用は個人の自由だと思うから。
- 家庭により生活時間帯が違うため、ルール化できないから。
- 使わない人もいて、一律にルールを決めることはできないから。

※「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書(東京都教育庁)」(平成27年3月)から作成

ルールの必要性和ルールづくりの視点、方法等を周知していくことが重要

6 SNS利用に必要なルール

一体となった取組

7 SNS利用に向けた学校の指導

SNS東京ルール

- 1 一日の利用時間と終了時刻を決めて使おう。
- 2 自宅でスマホを使わない日をつくろう。
- 3 必ずフィルタリングを付けて利用しよう。
- 4 自分や他者の個人情報を載せないようにしよう。
- 5 送信前には、相手の気持ちを考えて読み返そう。

「SNS東京ルール」を踏まえて、
学校や家庭でルールを定める。

SNS学校ルール

教員の指導のもと、児童・生徒
同士が話し合ってくるルール

- (例)
- 午後10時以降はSNSを利用しない。
 - 定期考査前はSNSを利用しない。
 - 大切なことは直接会って話す。
 - グループの変更は全員の了解を得る。

SNS家庭ルール

保護者と子供が
話し合ってくるルール

- (例)
- SNSは1日1時間以上利用しない。
 - 毎週水曜日はスマホの電源を切る。
 - 食事中は使わない。
 - 寝室では使わない。
 - ネットで知り合った人とは絶対に会わない。

※青少年・治安対策本部との連携

働き掛け

背景の
理解

求められる
資質・能力

利用者として
必要な態度

●実効性の向上
●見直し・改善

児童・生徒が身に付ける力

- 複製・拡散が容易など、情報の特性に関する基本的な知識
- 著作権や個人情報の保護についての知識
- 様々な情報を取捨選択する能力
- 根拠を明確にして情報を発信する能力
- 受け手への十分な配慮に基づいて情報を発信できる能力や態度
- ルールやマナーの意義を理解し、守ることができる態度

都内全公立学校において、児童・生徒の
発達段階に応じた指導の推進

① カリキュラムモデルの揭示

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育課程に位置付けて組織的・計画的に指導することができるよう、モデルとなるカリキュラムを提示

② 補助教材の作成・配布

各学校が家庭との連携を図りながら指導できるよう、補助教材を作成し、公立学校に在籍する全ての児童・生徒に配布

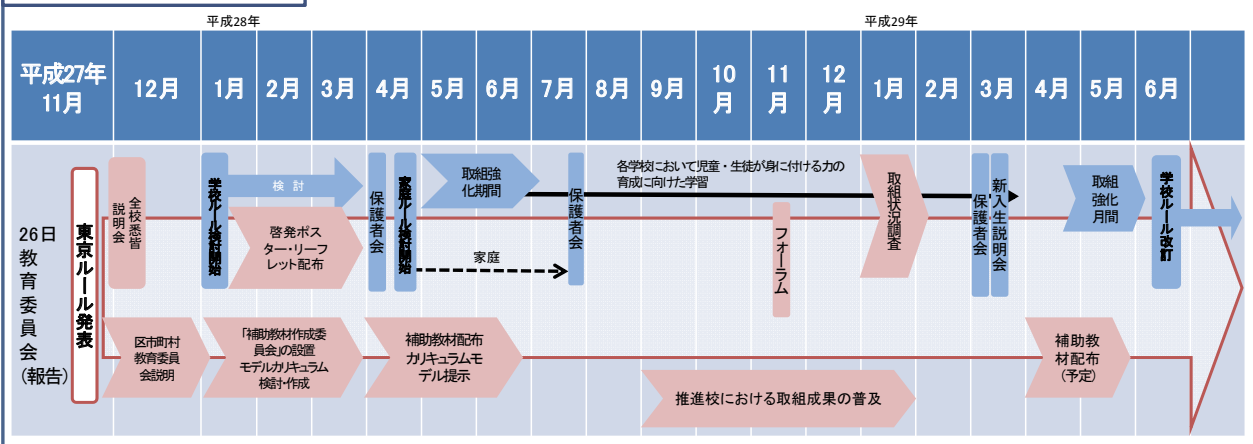
③ 特色ある取組成果の普及

※推進校による取組成果の普及

- 小学生と保護者、教員による「親子情報モラル教室」
児童・保護者・教員の三者が、外部講師の講話を聴いたり、ディスカッションしたりすることにより、ルールの必要性や、情報モラル等についての理解を深める。
- 中学生による「情報モラルサミット」
生徒同士が情報モラルに関する話し合いを行って意見をまとめ、定めた内容を「〇〇宣言」として採択する。
- 高校生による「小中学校への出前講座」
高校生が小中学校を訪問し、ゲストティーチャーとして情報モラル等に関する講話やディスカッション等を行う。

豊かな人間関係の構築と、情報社会を生き抜く資質・能力の向上

8 今後のスケジュール



⑤ いじめ発見のチェックシート

1 表情・態度

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 笑顔がなく、沈んでいる。 | <input type="checkbox"/> ぼんやりとしていることが多い。 |
| <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。 | <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる。 |
| <input type="checkbox"/> 表情がさえず、ふさぎこんで元気がない。 | <input type="checkbox"/> 周りの様子を気にし、おどおどとしている。 |
| <input type="checkbox"/> 感情の起伏が激しい。 | <input type="checkbox"/> いつも一人ぼっちである。 |

2 身体・服装

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 身体に原因が不明の傷などがある。 | <input type="checkbox"/> けがの原因を聞いても曖昧に答える。 |
| <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、活気がない。 | <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。 |
| <input type="checkbox"/> 寝不足等で顔がむくんでいる。 | <input type="checkbox"/> ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。 |
| <input type="checkbox"/> シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。 | <input type="checkbox"/> 服に靴の跡が付いている。 |

3 持ち物・金銭

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 鞆や筆箱等が隠される。 | <input type="checkbox"/> ノートや教科書に落書きがある。 |
| <input type="checkbox"/> 机や椅子が傷付けられたり、落書きされたりする。 | <input type="checkbox"/> 作品や掲示物にいたずらされる。 |
| <input type="checkbox"/> 鞆や靴が隠されたり、いたずらされたりする。 | <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持っている。 |

4 言葉・言動

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 欠席や遅刻、登校渋りが多くなる。 | <input type="checkbox"/> 他の子供から言葉掛けをされない。 |
| <input type="checkbox"/> 一人でいたり、泣いていたりする。 | <input type="checkbox"/> 教室に遅れて入ってくる。 |
| <input type="checkbox"/> 忘れ物が急に多くなる。 | <input type="checkbox"/> いつも人の嫌がる仕事をしている。 |
| <input type="checkbox"/> すぐに保健室に行きたがる。 | <input type="checkbox"/> 職員室や保健室の前でうろうろしている。 |
| <input type="checkbox"/> 休み時間に校庭に出たがらない。 | <input type="checkbox"/> 家から金品を持ち出す。 |
| <input type="checkbox"/> 不安げに携帯電話等をいじったり、メール・SNS等の着信をチェックしたりしている。 | |

5 遊び・友人関係

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 遊びの中に入っていない。 | <input type="checkbox"/> 笑われたり冷やかされたりする。 |
| <input type="checkbox"/> 友達から不快に思う呼び方をされる。 | <input type="checkbox"/> グループでの作業の仲間に入っていない。 |
| <input type="checkbox"/> 特定のグループと常に行動を共にしている。 | <input type="checkbox"/> よくけんかをする。 |
| <input type="checkbox"/> 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がったりする。 | |
| <input type="checkbox"/> 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 | |
| <input type="checkbox"/> 遊びの中で、いつも鬼ごっこの鬼やサッカーのキーパーなど、特定の役割をさせられている。 | |

6 教職員との関係

- | | |
|---|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 教職員と視線を合わせない。 | <input type="checkbox"/> 教職員との会話を避ける。 |
| <input type="checkbox"/> 教職員と関わろうとせず、避ける。 | |

⑥ 生活意識調査

◇参考資料:「問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方(平成22年6月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター)」p. 18~21

学校生活や友人関係に関するアンケート

問1 あなたの今の気持ちについて、いくつか質問します。「よく当てはまる」から「全然当てはまらない」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	よく当てはまる	どちらかといえば当てはまる	あまり当てはまらない	全然当てはまらない
ア 学校が楽しい				
イ みんなで何かをするのは楽しい				
ウ 次の学年も今のクラスでいたい				
エ 授業がよく分かる				
オ 自分の顔やスタイルが好きである				
カ スポーツや音楽など、自慢できるものがある				

問2 あなたの最近の体や心の様子について、いくつか質問します。「よく当てはまる」から「全然当てはまらない」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	よく当てはまる	どちらかといえば当てはまる	あまり当てはまらない	全然当てはまらない
ア 体がだるい				
イなんとなく、心配だ				
ウ いらいらする				
エ 元気がでない				
オ 疲れやすい				
カ 寂しい				
キ 不機嫌で、怒りっぽい				
ク あまりがんばれない				
ケ 頭痛がする				
コ 気持ちが沈んでいる				
サ 誰かに、怒りをぶつきたい				
シ 勉強が手につかない				

問3 あなたは今の学年になってから、今日までに、次に書いてあるようなことが、どのくらいありましたか。「よくあった」から「まったくなかった」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	よくあった	どちらかといえ ばあった	あまり なかった	まったく なかった
ア 先生が、よく理由を聞いてくれずに、怒った				
イ 勉強の事で、友達にからかわれたり、ばかにされたりした				
ウ 授業中、分からない問題をあてられた				
エ 家の人、勉強のことをうるさく言った				
オ 先生が、相手にしてくれなかった				
カ 顔やスタイルの事で、友達にからかわれたり、ばかにされたりした				
キ 授業が、よく分からなかった				
ク 家の人、友達や生活の事をうるさく言った				
ケ 先生が、えこひいきをした				
コ 自分のした事で、友達から悪口を言われた				
サ テストの点が、思ったより悪かった				
シ 家族の期待は、大きすぎると思った				

問4 あなたは、あなたのまわりの人たちが、どのくらいあなたの助けになってくれると思いますか。「そう思う」から「そうは思わない」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

		そう思う	どちらかといえ ばそう思う	あまり そうは思わない	そうは思わない
ア あなたに元気がないと、すぐに気付いて励ましてくれる	家族				
	先生				
	友達				
イ あなたが、悩みや不満を言っても、嫌な顔をしないで聞いてくれる	家族				
	先生				
	友達				
ウ 普段から、あなたの気持ちを、よく分かろうとしてくれる	家族				
	先生				
	友達				

皆さんは、学校の友達の誰かから、意地悪をされたり、嫌な思いをさせられたりすることがあると思います。

そうした意地悪や嫌なことを、みんなからされたり、何度もされたりすると、そうした人はどうしてよいか分からずにとっても苦しい思いをしたり、みんなの前で恥ずかしい目にあわされて辛い思いをしたりします。

これから皆さんに質問するのは、そうした意地悪や嫌なことを、無理やりされた時のことや、反対に弱い友達にあなたがした時のこと、あなたが友達がされているのを見た時のことについてです。

問5 意地悪や嫌なことには、いろいろなものがあります。あなたは、今の学年になってから学校の友達の誰かから、次のようなことをどのくらいされましたか。「1週間に何度も」から「全然されなかった」までの5つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	一週間に何度も	一週間に1回～5回	月に2～3回	今までに1～2回	全然されなかった
ア 仲間はずれにされたり、無視されたり、陰で悪口を言われたりした					
イ からかわれたり、悪口やおどし文句、嫌な事を言われたりした					
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして、叩かれたり、蹴られたりした					
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりした					
オ お金や物をとられたり、壊されたりした					
カ パソコンや携帯電話で、嫌な事をされた					

問6 あなたは、今の学年になってから学校の友達の誰かに、次のようなことをどのくらいしましたか。「1週間に何度も」から「全然しなかった」までの5つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。意地悪や嫌なことには、いろいろなものがあります。

	一週間に何度も	一週間に1~4回	月に2~3回	今までに1~2回	全然しなかった
ア 仲間はずれにしたり、無視したり、陰で悪口を言ったりした					
イ からかったり、悪口やおどし文句、嫌なことを言ったりした					
ウ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりした					
エ ひどくぶつかったり、叩いたり、蹴ったりした					
オ お金やものをとったり、壊したりした					
カ パソコンや携帯電話で、嫌なことをした					

問7 あなたは、今の学年になってから学校の友達の誰かが、次のようなことされているのをどのくらい見ましたか。「1週間に何度も」から「全然しなかった」までの5つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。意地悪や嫌なことには、いろいろなものがあります。

	一週間に何度も	一週間に1~4回	月に2~3回	今までに1~2回	全然しなかった
ア 仲間はずれにしたり、無視したり、陰で悪口を言ったりした					
イ からかったり、悪口やおどし文句、嫌なことを言ったりした					
ウ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりした					
エ ひどくぶつかったり、叩いたり、蹴ったりした					
オ お金やものをとったり、壊したりした					
カ パソコンや携帯電話で、嫌なことをした					

⑦ いじめ発見のためのアンケート質問項目例

年 組 性別()

〇月から今日までのことで、当てはまる方に〇を付けてください。(学校でのことや、学校以外でのことなど、全ての時間を含みます。)

いじめの発見と自殺予防の視点を合わせたアンケートになっている。

1 自分のことについて

	気になること、心配なこと、悩みごとなどについて	ある	ない
1	学校のことや友達のこと、気になることや悩んでいることがある。		
2	家族や家庭のこと、気になることや悩んでいることがある。		
3	その他のこと、気になることや悩んでいることがある。		
4	学校に行きたくないと思う。		
5	生きているのがつらいと思う。		

	いじめに関することについて	ある	ない
1	冷やかされたり、からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりする。		
2	仲間外れにされたり、無視されたりする。		
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする。		
4	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。		
5	お金をたかられたり、おごらされたりする。		
6	お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。		
7	いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。		
8	メール、ネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる。		
9	服を脱がされたり、恥ずかしいことをされられたりする。		
10	その他の嫌なことをされる。		

2 周りの人のことについて (1回でもあったら「いる」に〇を付けてください。)

	気になること、心配なこと、悩みごとなどについて	いる	いない
1	学校のことや友達のこと、気になることや悩んでいる人がいる。		
2	家族や家庭のこと、気になることや悩んでいる人がいる。		
3	あくまでも例である。どのような形式がよいか、学校、学年等の実態を踏まえ、「学		
4	校いじめ対策委員会」が十分に協議して決定する。これは無記名式の例である。		
5	生きているのがつらいと言っている人がいる。		

	いじめに関することについて	いる	いない
1	冷やかされたり、からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりする人がいる。		
2	仲間外れにされたり、無視されたりする人がいる。		
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする人がいる。		
4	ひどく		
5	お金を 「自分のことについて」と項目を合わせることにより、結果について比較、突合して確認することができる。		
6	お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする人がいる。		
7	いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする人がいる。		
8	メール、ネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる人がいる。		
9	服を脱がされたり、恥ずかしいことをされたりする人がいる。		
10	その他の嫌なことをされる人がいる。		

3 気になることや心配なことを3行以上書いてください。

(書くことがない人は、将来の夢を書いてください。)

自由記述は、子供が記載する時間差を生み、「あの子は何か書いている。」と悟られることにつながる。時間差をなくすため、全員が何かを書くようにする。

4 相談したいことがある場合は、ここに出席番号を書いてください。

点線で谷折りにして提出してください。

⑧ スクールカウンセラーによる全員面接よくある質問

平成26年5月1日
東京都教育庁指導部
指導企画課

スクールカウンセラーによる全員面接の実施については、平成26年1月31日付25教指企第1165号『いじめ総合対策（いじめに関する専門家会議報告）』の実施について」及び25教指企第1354号「スクールカウンセラーによる全員面接の実施について」により、お願いしたところです。

これらの文書の内容について、これまでに学校等から問合せのあった内容と回答をまとめました。

各学校において、参考にしてくださいますようお願いいたします。

Q1 スクールカウンセラーによる全員面接を行う目的は何ですか。

A1 平成25年度に東京都教職員研修センターが実施した「いじめ問題に関する研究」におけるアンケート調査では、いじめられた経験のある児童・生徒の45.6%が、いじめについて相談しなかったと回答しています。

全員面接は、児童・生徒とスクールカウンセラーとのつながりを作ることを通して、児童・生徒がスクールカウンセラーに相談しやすい環境を整備することにより、いじめの未然防止や早期対応を図ることを目的としています。

Q2 小学校5年生、中学校1年生、高等学校1年生を全員面接の対象とするのは、どうしてですか。

A2 文部科学省で毎年度実施している「児童生徒の問題行動等調査」の結果等からは、小学校第5学年、中学校第1学年、高等学校第1学年で、いじめの認知件数が増加する傾向が見られています。

小学校ではいわゆる高学年に進級した時期、中学校・高等学校では入学したばかりの時期に、全員面接を通して子供たちに安心感をもたせることが、学校におけるいじめ防止等の対応につながっていくと考えます。

なお、児童・生徒数等の実態に応じて、各学校で、その他の学年も全員面接の対象とするなど、工夫して実施してください。

Q3 スクールカウンセラーだけで全員面接を行うと、時間がかかってしまうので、管理職、担任、養護教諭などが、分担して実施することはできますか。

A3 ここでの全員面接は、児童・生徒が、心理や教育相談の専門家であるスクールカウンセラーに相談しやすい環境を整備することを目的の一つとしていることから、全員面接を教員等が分担することは、適切ではありません。

Q 4 本市では、東京都公立学校スクールカウンセラーに加えて、別の曜日に市の教育相談員（カウンセラー）が配置されています。2人で分担して、全員面接を実施してもよいのですか。

A 4 心理や教育相談の専門家として、学校に配置されている方であれば、分担して、全員面接を実施することは可能です。

その際は、当該の相談員と連携を十分に図りながら、学校全体で情報を共有するようにしてください。

Q 5 本校には、スクールカウンセラーに加えて、大学で心理学を専攻している学生を配置しています。こうした方に、全員面接や、基準人数を超える児童・生徒数分の全員面接支援スタッフとしての面接をお願いすることはできますか。

A 5 現に大学で心理学を学んでいる学生は、資格等の取得見込者であることが多く、現時点では必ずしも専門性が高いとは言えないと考えます。

これらの方々に、大人から見えにくいじめの未然防止・早期発見を目的として実施する全員面接をお願いすることは、適切ではありません。

Q 6 夏季休業日前までを目途に実施すると示されていますが、本校は児童・生徒数が多いため、この期間中で全員面接を終了することは難しい状況です。いつまでに終わらせればよいのですか。

A 6 全員面接の実施時期としては、原則として年度始から夏季休業日前までを目途に実施すると示しておりますが、児童・生徒数等学校の実態によって、終了の時期が9月以降になることもあり得ると考えています。

各学校において、できる限り早い時期に実施してください。

Q 7 面接を嫌がる児童・生徒がいた場合、どのような対応をすればよいのですか。

A 7 面接を嫌がったり、話をしたがりなかつたりする児童・生徒に対しては、学校と保護者との十分な相談により、時期や時間を変更して実施する、保護者を含めた三者面談を実施するなど、実態に応じて柔軟に対応してください。

なお、そうした児童・生徒に対しては、学校への信頼関係を通して、相談しやすい環境を築くことができるよう、外部機関との連携も含め、継続的に支援を行うことが大切です。

Q 8 実施方法には、定期健康診断（体力測定）等の活用が示されていますが、本校では、昨年度の早い時期に、校医の予定を確認して、健康診断の日程を決めており、スクールカウンセラーの勤務日との調整が難しい状況です。実施方法は、学校で工夫してよいのですか。

A 8 実施方法として示している例は、あくまでも参考として示したものです。年度当初のできるだけ早い時期に実施できるように、各学校において実施方法を工夫してください。

Q 9 全員面接に当たって、事前に、児童・生徒にアンケートや問診票等に必要事項を記入させてから実施しなければなりませんか。また、実施する際には、どのような配慮が必要ですか。

A 9 限られた時間内に、全員面接を効率的に実施するとともに、早急な対応が必要な事例を抽出するための工夫として、個人カード例を示していますが、こうした事前の聞き取りを、必ず実施することを求めるものではありません。
実施する場合には、児童・生徒にとって、記入することが負担にならないよう内容を精選することや、記入された内容について、校内で情報の共有化を図ることが大切です。

Q 10 本校は、全員面接対象の児童・生徒数が基準人数を超えているので、スクールカウンセラーに加えて、全員面接支援スタッフを申請したいのですが、どのようにお願いすればよいのですか。

A 10 全員面接支援スタッフの追加派遣を希望する場合は、定められた様式により、東京都教育相談センターに申請してください。申請に基づき、同センターからは、校種別の基準人数を超える部分について、児童・生徒3人につき1時間を基本として、臨床心理士を派遣します。

その場合、校内での継続的な支援の視点から、可能な限り自校のスクールカウンセラーが、勤務日とは別の日程に来校して面接を行うなどが望ましいと考えております。但し、そうした方法が困難な場合については、東京都相談センターに、人選を含めて派遣を依頼していただくことになります。

Q 11 本校のスクールカウンセラーではない全員面接スタッフが、児童・生徒から、いじめを受けているなどの相談を受けた場合は、どのように対応すればよいのですか。

A 11 派遣の全員面接支援スタッフに、全員面接の一部をお願いする場合は、スクールカウンセラーはもとより管理職や教育相談担当教員等と十分に連携を図り、確実に情報を共有することが大切です。

当該スタッフが、児童・生徒から、いじめ等の相談を受けた場合は、改めてスクールカウンセラーが当該の児童・生徒から話を聞いた上で、教職員が事実確認をするなど、学校として確実に対応してください。

Q 12 グループ面接の人数として、5～8人程度と示されていますが、人数の上限はあるのですか。

A 12 グループ面接の人数の上限を示してはいません。

児童・生徒が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境を作るという全員面接の目的を踏まえ、学校の実態に応じて、実施していただきたいと考えています。

なお、スクールカウンセラーが、各教室を回って、自己紹介を兼ねて話をすることのみをもって全員面接とする方法などは、適切ではありません。

Q13 本校のスクールカウンセラーは、相談者が多く、毎回予約で一杯な状況です。全員面接を行うことにより、こうした相談に対応できなくなることも考えられますが、こうした場合、どのような工夫が考えられますか。

A13 スクールカウンセラーによる全員面接と日頃の相談対応とのバランスについては、相談状況等の実態に応じて、全員面接を少人数のグループ単位で効率的に実施するなどの方法により、工夫して対応してください。

Q14 本校では、養護教諭が、教育相談の窓口を担当しています。全員面接の日程調整等について、担当者だけに負担が集中しないようにするためには、どのような配慮が必要ですか。

A14 全員面接は、校長の責任の下に学校として実施するものです。直接面接業務に当たるのはスクールカウンセラーですが、その運営、情報共有、その後の対応等については、教職員全体で行うこととなります。

全員面接の円滑な実施のために、当該学年や教育相談を担当する委員会等を中心に、教職員が連携して組織的に対応するよう御配慮ください。